

農業委員会第1回総会議事録

1 日 時 令和8年7月21日（火）午前10時00分～午前10時40分

2 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3 出席委員（16人）

会長	大塚 和馬	会長職務代理者	森田 昭則
1番	太田 政直	2番	後藤 博英
3番	鈴木 秀	4番	中井 博万
5番	中尾 建夫	7番	飯田 秀治
8番	澤井 悟	9番	市川 正之
10番	住田 弘重	12番	平子 伸
14番	羽田 圭子	15番	野田 保己
17番	豊田 栄美子	18番	近藤 啓子

3 欠席委員（3名）

13番	稲田 利幹	16番	小林 登志樹	19番	鈴木 啓之
-----	-------	-----	--------	-----	-------

4 事務局

農業委員会事務局 玉田局長、中西次長、森総務GL、吉村農地GL
野田GL

5 議事

第1 第1号議案 会長の互選について

第2号議案 会長職務代理者の互選について

第3号議案 議席の決定について

第4号議案 運営委員の選出について

第5号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

6 会議の概要

事務局

それでは、これより、鈴鹿市農業委員会第1回総会に移らせていただきます。総会次第に従い進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の総会開催にあたり、定数の報告をさせていただきます。本日の総会は、委員19名中16名の出席がございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この総会が成立しましたことを、はじめに御報告申し上げます。

総会の議長は、鈴鹿市農業委員会総会会議規則第5条により、会長が務めると定められております。会長が選出されるまでの間、臨時議長により、議事の進行をお願いいたしたいと存じます。

臨時議長の選出につきましては、地方自治法第107条に「議長の職務を行う者がないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」とありますので、これを準用しまして、最年長の委員である鈴木秀様にお願い申し上げます。それでは、鈴木様よろしくをお願いいたします。

臨時議長

臨時議長に指名いただきました鈴木でございます。議長が決定するまでの議事進行につきまして、御協力をよろしくお願いいたします。議事に入る前に、本日の議事録署名者の指名をいたします。議事録署名者に、お手元の資料2の名簿順に太田政直様、後藤博英様にお願い申し上げます。

それでは、議事にはいります。まず、第1号議案「会長の互選について」事務局に説明を求めます。

事務局

事務局次長の中西でございます。よろしくお願いいたします。第1号議案「会長の互選について」説明いたします。農業委員会の会長は、「農業委員会等に関する法律」第5条で、「委員が互選した者をもって充てる」と規定されています。この互選の方法には、委員の皆様による投票による方法と指名推薦による方法がございます。まず、投票の場合にはご自身も含めまして、19名の委員の中から適任であると考える方に投票をしていただくこととなります。また、指名推薦の場合には、会長に適任であると考える方を、御自身、あるいは他の委員により推薦いただき、推薦された方を全委員での同意をもって、選出されるものです。

次に、資料3の「令和5年度の改選に向けた取り組みについて」を御覧ください。こちらは、令和4年時の運営委員会において、改選におけるの申し合わせ事項をまとめたものです。農業委員会の運営がスムーズに進むよう取り決めたもので、上段の「1 農業委員会会長及び職務代理者の選出」では、「農業委員会会長及び職務代理者は、ブロック推薦の農業委員、過去にブロック推薦の経験がある農業委員、または過去に地区推薦の農地利用最適化推進委員の経験があるものが、望ましい」とされております。あくまで内規ではありますが、過去の運営委員会で選定基準を設けていますことを報告させていただきます。以上でございます。

臨時議長

事務局から説明がありましたが、会長及び職務代理者には、過去に農業委員や推進

委員などの経験がある方が望ましいとのことです。また、互選には、指名推薦と選挙による投票がございます。初めての総会で、お互い知らない方も見える中で、いきなり選挙で名前を書くというのも難しいと思いますので、まずは推薦をつのり、その上で、推薦多数の場合には、選挙ということにしては、いかがでしょうか。

(委員から異議無しの声)

臨時議長

異議無し声をいただきましたので、みなさまより、推薦をお願いしたいと思います。

御意見が無いようですので、私から発言させていただきます。私は、令和5年度から今日まで、3年間、会長職を務めてまいりました。三重県農業会議との協議、国や県への要望活動、毎月の諮問会議、三重県の各地の農業委員会会長との情報共有など、たくさんの貴重な経験をさせていただき、大変勉強になりました。できましたら、このような経験を他の方にも、経験していただきたいと思っております。

そこで私からは、前の任期において、農地最適化推進員の副会長を務めていただいた、大塚和馬委員を推薦したいと思います。

他に推薦はございませんでしょうか。

他に推薦が無いようですので、次期の農業委員会の会長として大塚委員をお願いしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

臨時議長

賛成多数と認めます。それでは、大塚委員に会長をお願いします。新たな会長が決定いたしましたので、今後の議事進行は大塚会長にお願いし、私はここで臨時議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

(臨時議長 降壇)

事務局

鈴木様、ありがとうございました。それでは、今後の議事進行につきましては、大塚会長にお願いいたします。ここで、新会長との打合せもございますので、10分間の休憩とさせていただきます。

(休憩)

事務局

それでは議事を再開いたします。 大塚会長、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただいま、会長としてご承認いただきました大塚でございます。3年間、鈴鹿市農業委員会の運営が、少しでもスムーズに進むよう、精一杯、務めさせていただきますので、みなさま、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第2号議案「会長職務代理者の互選について」事務局の説明を求めます。

事務局

大塚会長、どうぞよろしくお願いいたします。第2号議案「会長職務代理者の互選について」説明いたします。

先の会長と同様に、会長職務代理者につきましても、「農業委員会等に関する法律」で「委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されています。

また、先ほど申しました以前の運営委員会での内規におきましても、職務代理者は、「農業委員または、推進委員の経験のある委員が望ましい」とされております。以上でございます。

議長（会長）

事務局から説明がありましたが、会長職務代理者の互選につきまして、まずは、私から発言させていただきます。会長職務代理者につきましては、私の代理として、県の会議への出席や転用申請に伴う現地確認の同行などの職務にたずさわっていただく必要がございます。このようなことから、私との連携が密となつてまいりますので、まずは私より候補者を提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議無し）

それでは会長職務代理者には、経験のある、森田和則様にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

御意見も無いようですので、異議無し、と認め、会長職務代理者は森田委員に決定いたします。森田委員、どうぞよろしくお願いいたします。みなさまの拍手をお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、第3号議案「議席の決定について」事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、第3号議案「議席の決定について」説明いたします。

資料4の農業委員会総会会議規則第4条により会長が議席を定めることになっております。以上でございます。

議長（会長）

会長が議席を定めるとのことですが、事務局の案があれば、説明をお願いします。

事務局

お手元にお配りしてあります資料2の名簿は、地区委員会のブロック、農業団体、一般公募の順で1番から19番の通し番号を付けております。前回の改選の時と同様に、この番号を議席番号とさせていただきたいと考えております。

議席の決定にあたりまして、ひとつ事務局から提案をさせていただきたいと思えます。現在は口の字に座席を配置していますが、これですと、議長である会長と、一部の委員の距離が離れ、発言の聞こえにくさや、委員との距離感に差が出ます。次回からの、総会の際には、教室型の机配置にし、さらに、公平性を保つため、総会ごとに座席をローテーションしていきたいと、考えています。基本的には、順番でお願いしている議事録署名者が前に来るようにし、発言のしやすさや、機会を公平にしたいと思えます。以上でございます。

議長（会長）

ただいま「議席の決定について」と「机配置」に関して事務局より説明がありました。が、御意見等ございましたら御発言願います。

御意見ございませんので、議席番号は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第4号議案「運営委員の選出について」事務局に説明を求めます。

事務局

第4号議案について説明いたします。運営委員会は、農業委員会の円滑な運営を図るために

設けるもので、農地法の改正などに伴う

委員会としての方針の決定などを

協議するものです。

資料5の

「鈴鹿市農業委員会運営委員会規程」をご覧ください、第3条により、構成員につきましては、農業委員から5名以内、農地利用最適化推進委員から5名以内の計10名以内と定められております。本日は、農業委員の5名について選出をお願いいたくものですが、うち2名については、会長と会長職務代理者となりますので、残り3名について選出をお願いいたします。また、先ほど申しました運営委員会の内規におきましては、「運営委員会委員には、女性を1名以上 選出する」とされております。以上でございます。

議長（会長）

ただいま、事務局より説明がありました。運営委員について、女性委員を含む、3名を選出します。いかがいたしましょうか。

意見も無いようですので、私より提案させていただきます。過去に農業委員または、農地利用最適化推進委員を2期以上、務められている経験豊富な方の中で、過去の委員経験の重複と、担当の地域に偏りが無いよう、選任させていただいた結果、議席番号1番 太田政直様、議席番号9番 市川正之様、議席番号18番 近藤啓子様、にお願いしたいと思いますが、御意見等ございましたら、御発言願います。

(異議無し)

御意見も無いようですので、運営委員には太田様、市川様、近藤様の3名をお願いいたします。みなさまの拍手をお願いいたします。

続きまして、第5号議案「農地利用最適化推進委員の委嘱について」事務局に説明を求めます。

事務局

第5号議案について、説明します。農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされております。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員と同様に、本年1月6日より推薦および応募を行いましたところ、本市条例の定数25名の推薦と応募をいただいております。各候補者は、お手元にお配りいたしております。資料6「農地利用最適化推進委員 推薦・応募者名簿」のとおりでございます。1番の尾崎様から23番の大石様までが各地区委員会から御推薦をいただいております。また、24番の平子様と25番の米川様が応募いただいた方です。合わせて25名の候補者への委嘱について、御審議をお願いするものでございます。

議長（会長）

ただいま「農地利用最適化推進委員の委嘱について」事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら、御発言願います。

御意見も無いようですので、第5号議案につきましては、原案のとおり決定いたします。本日の議事は、以上でございます。議事進行へのご協力ありがとうございました。この後は、事務局より進行をお願いします。

事務局

委員の皆様には、全議案を御承認いただきありがとうございました。大塚会長、スムーズに進行いただきありがとうございました。引き続き、その他事項につきまして御説明いたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

その他事項の1点目「令和8年度年間活動計画」について、説明いたします。お手

元にお配りしました資料7を御覧ください。左から2つ目の欄が、定例総会の予定でございます。委員の皆様には、毎月半ばに開催します総会へのご出席をお願いいたします。開催案内は、各月初めに地区市民センター経由で送付しますので、都合がつかない場合は、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。来月の総会は、8月14日(金)10時からを予定しております。

現地確認の欄は、3,000 m²以上の転用申請案件につきまして、会長と職務代理、該当地区のブロックからの農業委員、地区委員会の会長に御出席をいただきます。申請の締切りは、事務局への許可申請書の提出期限で、この日までに提出された申請書が該当する地区委員会へ送付され、意見書等を提出いただきまして、議案として総会で審議していただきます。参考として、総会までの流れが、資料8の「農地法に基づく許可申請 届出から農業委員会総会までの流れ」となります。後ほど、確認いただきたいと思います。その他の活動計画につきましては、定例総会以外の現在の予定でございます。実施が決定した案件につきましては、改めて通知させていただきます。令和8年度年間活動計画の説明は、以上です。何か、ご質問はございませんでしょうか。

(意見無し)

次に移らせていただきます。その他事項の2点目「専門委員会の所属について」、説明いたします。資料9「鈴鹿市農業委員会専門委員会設置要綱」を御覧ください。この要綱で、3つの専門委員会を置くこととなっております。

1つ目は、第2条の広報研修委員会で、年2回発行しております「農業委員会だより」の編集会議に参加いただきます。年3回程度、総会終了後に開催を予定しております。

2つ目は、第3条の農政検討委員会で、農地集積や、新規参入の促進など、農業政策に関することを協議いただきます。こちらに関しましては、農林水産課農政グループと関係が深いため、農政全般の協議をさせていただくこととなります。

最後に3つ目は、第4条の振興検討委員会で遊休農地対策や地産地消といった農業振興に関することを協議いただきます。こちらに関しましても、農林水産課農林振興グループとの関連が深い委員会となります。

19名の委員の皆様は、いずれかの委員会に所属していただき、それぞれの活動をお願いするものでございます。資料10に「専門委員会の所属希望について」をお配りしております。こちらに、第1希望から第3希望に○印をご記入いただき、本日の会議終了までに、提出をお願いいたします。専門委員会の所属についての説明は以上です。

いずれかの委員会に所属いただくこととなりますが、何かご質問はございませんでしょうか。

(意見無し)

会長と協議のうえ、各委員会 7 名以内で調整させていただき、次回の総会において報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、専門委員とは別に、農業者年金加入推進部長を決める必要があります。前は豊田委員に就任していただいておりますが、通例に従いますと、女性委員にお願いしているので、今回は、議席番号 14 番の羽田圭子委員にお願いしようと考えています。みなさま、御意見などありましたらお願いします。

(意見無し)

御意見も無さそうですので、農業者年金加入推進部長は、羽田委員にお願いしたいと思います。それでは次に移らせていただきます。その他事項の 3 点目「農地利用最適化推進活動等報告書の提出について」説明いたします。

資料 11「農地利用最適化推進活動に関する規程」と、クリアファイルに入った「農地利用最適化推進活動等報告書」をご覧ください。規程の第 2 条「担い手への農地集積・集約化の推進活動」や「遊休農地の発生防止・解消活動」などが、その活動内容となります。記入例をご覧ください。この報告書に基づき、事務局で活動状況を集計しまして、翌年 6 月までに、市のホームページで公表することが、義務付けられておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。また記入に当たりましては、この記入例を参考にいただき、特に左から 2 列目の「①自分の農地に行く際に農地のパトロール」にありますように、御自身の農地に行く途中に、周辺の状況を確認した場合などにも、御記入をお願いいたします。報告書の説明については、以上となります。

説明いたしましたとおり、6 月までに活動状況等を公表することとなりますので、日々の活動をご記入いただき提出していただきますようお願いいたします。何かご質問はございませんでしょうか。

(意見無し)

次に移らせていただきます。その他事項の 4 点目「委員報酬について」説明いたします。

資料 12「鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」をご覧ください。農業委員の皆様は、特別職の非常勤職員となり、この条例 下段の別表のとおり、会長が月 4 万円、会長職務代理 月 3 万 4 千円、その他の委員さんは、月 2 万 9 千円の報酬を毎月、登録いただきました口座へ振り込みいたします。ただし、7 月分は、本

日からの日割り計算となりますので、御了承ください。委員報酬についての説明は、以上です。登録いただいた口座へ毎月末に振り込むことになります。何かご質問はございませんでしょうか。

(意見交換)

次に移らせていただきます。その他事項の5点目「親睦会について」説明いたします。

資料 13「鈴鹿市農業委員会親睦会規約」を御覧ください。親睦会は、任意の団体ですが、農業委員と最適化推進委員の合同で情報交換などを図ることを目的とした親睦会です。この親睦会の会長は、慣例により、農業委員会長、副会長は最適化推進委員の会長、幹事には、農業委員会の職務代理と、地区連絡協議会の副会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会費は、第8条第2項に基づき、委員報酬の10パーセントを天引きさせていただきたいと考えております。第9条の見舞金や親睦会等の経費に充てるものでございます。お預かりした会費は、任期満了時に清算し、返還させていただきます。

親睦会に、ご賛同いただきましたら、資料 14 の同意書と、先ほど説明いたしました専門委員会の所属希望を、最後に予定しております研修の後に集めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

親睦会についての説明は、以上です。親睦会費につきましては、前の委員より、残金が多すぎるのではないかと、この意見がありましたので、今後、運営委員会で会費と会則の見直しの検討を行ってまいりたいと考えています。何か、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(意見交換)

次に移らせていただきます。その他事項の6点目の「全国農業新聞の購読について」と「身分証明書について」を一括して説明いたします。

まず全国農業新聞につきましては、農業委員会の全国組織である全国農業会議が発行する、農業に関する国の動向などの情報を掲載する機関誌でございます。農業委員会に関する情報も掲載されますことから公費により購入しております。8月より毎週金曜日にご自宅へ送付されますので業務の参考として御活用いただきますようお願いいたします。

続いて、「身分証明書」について、お手元にラミネートされた身分証明書をお配りしております。身分証明書は、農業委員会等に関する法律第35条により、農業委員や農地利用最適化委員は農地等に立ち入り、調査することができることから、現地調

査などの際には、携帯いただきたいと思います。以上です。

それでは、その他事項の最後となります、「地域計画」について農林水産課担当より説明いたします。

(資料 15 に沿って 農林水産課説明)

地域計画につきまして、何か御意見御質問はございませんでしょうか。

(意見交換)

長時間に渡る協議、ありがとうございました。これを持ちまして第 1 回総会を終了させていただきます。